

理 由 書

本理由書は、北本都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更についての理由を示したものです。

I 北本都市計画区域の位置等

北本都市計画区域は、都心から約4.5km圏、本県の中央部に位置しています。また、北本都市計画区域に含まれる土地の区域は、北本市の行政区域の全域です。

II 変更の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進によって、市町村への権限移譲が推進されたことから、市町村が主体的に地域の諸課題に対応できるよう変更するとともに、人口減少・超高齢社会の同時進行、防災機能の強化、環境問題など時代の潮流に対応するため変更するものです。

III 変更の内容

北本都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の以下の項目について、一の市町村を超える広域的見地から、広域的、根幹的な都市計画に関する事項を主として定めることにより、市が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるように変更します。

本県の都市計画の基本指針である「まちづくり埼玉プラン」に基づき、人口減少・超高齢社会の同時進行、防災機能の強化、環境問題など時代の潮流に対応する見直しを行います。

◆都市計画の目標

埼玉県都市計画の目標として、「まちづくり埼玉プラン」に掲げる「将来都市像」及び「まちづくりの目標」を位置付けます。

当該都市計画区域の都市計画の目標として、「まちづくり埼玉プラン」において区分したゾーン毎の特性を活かした、地域の個性ある発展を推進することとします。

地域毎の市街地像については、市の基本構想を尊重して、広域的見地から各拠点機能の配置を位置付けします。

◆区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

人口及び産業の規模について、時点の修正を行います。

◆主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設、市街地開発事業及び自然環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針について、人口減少・超高齢社会の同時進行、防災機能の強化、環境問題など時代の潮流に対応するため、県の主要計画に対応した見直しを行います。

市が定める都市計画については、自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるよう、都市計画を定める際の方針（考え方）を定めることとします。

IV 関連する都市計画

北本都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

- ・区域区分（埼玉県決定）